

社会福祉法人下伊那社会福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人下伊那社会福祉会(以下「この法人」という。)の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 理事長には別表1により報酬を支給することができる。

2 理事長以外の役員及び評議員が役員会及び評議員会並びに理事長が承認した法人業務の執行等に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。

3 監事が法人及び施設の経営状況を指導または監査の業務に当たったときは、別表2により報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が法人業務の為に出張したときは、下伊那社会福祉会旅費規程に定める例により、費用弁償として旅費を支給する。

2 役員及び評議員には、理事会、評議員会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を支弁する。

3 前項に規定する費用弁償の額は、別表3のとおりとする。

(支給の方法)

第5条 理事長に対する報酬は、下伊那社会福祉会職員給与規程第3条及び第6条の規定を準用して支給する。

2 役員及び評議員に対する報酬は、第3条第2項及び第3項に規定する業務に当たった都度支給する。

(適応除外)

第6条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規程は令和2年7月1日から施行する。

別表 1

役 職 名	報 酬
理 事 長	月額 30,000 円
役 員	日額 4,000 円
評 議 員	日額 4,000 円

別表 2

区 分	報 酬
監事監査指導業務	日額 20,000 円

別表 3

区 分	費用弁償の額
役員及び評議員	下伊那社会福祉会旅費規程 別表 1 旅費額で定める運賃相当額